

令和3年3月16日  
事務連絡

都道府県  
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
地域福祉課生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の再支給の申請期間の延長について

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく住居確保給付金については、多大なご尽力をいただき、ありがとうございます。

現下の状況において、新型コロナウイルス感染症感染拡大に関連する解雇や雇い止めの影響は継続しており、引き続き、常用就職や就業機会の回復を目指すことが困難である生活困窮者からの相談は増加した状態が続くことが予想されます。

こうした状況に鑑みて、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第22号）を一部改正し、令和3年4月から、住居確保給付金の再支給に係る申請期間の延長を行いますので、下記に示す点をご勘案いただき、規則改正に伴う手続き等について準備を進めていただくとともに、引き続きお困りの方の相談を確実に受け止められるよう必要な対応をお願いします。

また、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）への周知を併せて行っていただきますようお願いいたします。

記

住居確保給付金の支給が終了した方に対して、令和3年2月から3月末までの間、解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間に限り再支給を可能としてきたところですが、今般の規則改正により、本特例の申請の期間を令和3年6月30日まで延長する予定です。

申請を開始する時期は、生活困窮者自立支援法施行規則改正後（4月1日）を予定しています。なお、本特例による再支給の申請は1度限りとします。

以上